

令和7年度 第1回東近江市こども施策審議会 会議録要旨

日時	令和7年11月11日（火）午前9時30分～午前11時30分
場所	市役所新館313、314会議室
出席委員	植田委員、西村委員、木下委員、山本委員、徳永委員、田井中委員、大辻委員、福田委員、今若委員、伊藤委員、斎藤委員、奥田委員（会長）、原委員（副会長）、高田委員、矢守委員
欠席委員	川嶋委員、坂田委員、中村委員、高木委員、松村委員
傍聴者	0名
事務局	こども未来部長、こども未来部次長、こども未来部中村管理監、こども政策課、幼児課、幼児施設課、こども相談支援課、子育て支援センター

1 開会

定刻通りに開会

2 開会挨拶

東近江市こども未来部長挨拶

3 自己紹介

- (1) 委員自己紹介
- (2) 職員自己紹介

4 東近江市こども施策審議会について

- (1) こども基本法について（資料1-1、資料1-2）

事務局が資料を説明

- (2) 東近江市こども施策審議会について（資料3）

事務局が資料を説明

5 会長・副会長の選出

東近江市こども施策審議会条例第7条第1項に基づき、委員の互選により会長および副会長を選出

事務局から会長に奥田委員、副会長に原委員を提案し、承認された。

6 議事

(1) 部会の設置（資料3）

ア 部会の設置

東近江市こども施策審議会条例第9条第1項に基づき、専門的かつ多角的な議論を行うため、以下の3つの部会が提案され、承認された。

(ア) 子ども・子育て支援部会

これまでの支援や家庭支援等について議論する部会。

(イ) 子どもの権利部会

子どもの権利や、子どもの意見を施策に反映させる方法等について議論する部会。

(ウ) 若者部会

義務教育終了後の若者の相談、就労、地域支援等について議論する部会。

イ 部会員の指名

ウ 部会長の選出

部会員は会長が指名し、部会長は各部会での互選により選出された。互選の結果、部会長は以下の通り決定した。

子ども・子育て支援部会：奥田委員

子どもの権利部会：高田委員

若者部会：原委員

(2) 東近江市こどもを取り巻く状況について（資料4）

事務局が資料の説明を行った。

委員	ひきこもりの推計値は、何歳か何歳までの数字か。
事務局	15歳から59歳までの数字である。

(3) 東近江市若者意識調査（案）について（資料5）

事務局が資料の説明を行った。

委員	調査項目に生活の豊かさ（暮らし向き）に関する設問を加えることで、子どもの貧困対策への活用や、回答の経時的な変化を分析できるため、追加を検討すべきである。
委員	暮らし向きとは、調査を回答する人の認識よるところが大きいので設問の文言に注意してほしい。
事務局	意見を踏まえて設問を再検討する。

7 講演「こども若者を取り巻く状況」

奥田 愛子 教授（びわこ学院大学）と原 未来 准教授（滋賀県立大学）による講演を行った。

8 部会

(1) 各部会のテーマについての意見交換

各部会に分かれ、約 20 分間の意見交換を行った。

(2) 各部会の意見共有

ア 子ども・子育て支援部会

保育の現場における「担い手の確保」が課題である。保育士の仕事の魅力発信や、働きやすい環境整備（保護者も余裕を持てるようにするため）が必要である。

イ こどもの権利部会

若者の困難な状況などの「事実」が一般市民に伝わっておらず、周知が必要である。困難を抱える子どもだけでなく、その親（保護者）への支援の仕組みが必要である。ヤングケアラーは自分がケアラーである認識がない場合もあり、本音を聞き出す方法を検討することが課題である。支援者や地域の「繋がってほしい」という親切心が、若者にとっては（支援の）「押し付け」となる可能性があり、その視点での配慮が必要である。親が自分の価値観や「こうあるべき」という考え方を幼少期から子どもに押し付けることが、子どもの健やかな育ちを阻害している可能性がある。

ウ 若者部会

若者層において、人との「繋がり」によって救われる経験がある一方で、「一人になりたい」時間の確保も重要であり、支援においてはそのバランスが難しい。ひきこもり支援において、居場所を求めていても、実際の支援への参加ハードルが高いという現状が課題である。若者からは、結婚や出産は「お金がかかるから」意識がない、稼いだお金は自分で使いたいといった意見がある。

9 その他

次回（第2回）の審議会は、令和8年度の7月、11月、2月の計3回開催予定としている。

10 閉会

以上